登記原因証明情報

１　当事者及び不動産

　⑴　当事者　　権利者　那須塩原市

　　　　　　　　義務者

　⑵　不動産の表示

　　　　　　　　所在

　　　　　　　　地番

　　　　　　　　地目

　　　　　　　　地積

２　登記の原因となる事実又は法律行為

　⑴　　　　年　　月　　日、乙は甲に本件不動産を都市計画法第４０条第２項の規定により帰属した。

　⑵　よって、本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

　　　　　年　　月　　日

　宇都宮地方法務局大田原支局　御中

　上記の登記原因のとおり相違ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　住所　　那須塩原市共墾社１０８番地２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　那須塩原市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　乙　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞